

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十三号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三中「社団法人広島県自動車整備振興会(昭和二十七年二月十二日に社団法人広島県自動車整備振興会という名称で設立された法人をいう。)」を「一般社団法人広島県自動車整備振興会(平成二十五年四月一日に社団法人広島県自動車整備振興会を名称変更し、移行したことにより設立された法人をいう。)」に改める。

〔第四十八号の十

第二十七条の二第十八号を同条第二十号とし、同条第十七号中 第四十八号の十一 を

第四十八号の十五〕

〔第四十八号の十
第四十八号の十五〕 に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十六号中「第六十五条第

六項」を「第六十五条第七項」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十五号中「第六十五条第五項」を「第六十五条第六項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十四号中「第六十五条第四項」を「第六十五条第五項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十三号中「第六十五条第三項」を「第六十五条第四項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号中「第六十五条第二項」を「第六十五条第三項」に改め、同号を同条第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 条例第六十五条第二項に規定する申告書 別記様式第四十八号の二十三

第二十七条の二第十号中 〔第四十八号の二十〕 を「第四十八号の二十三」に改め、同

第四十八号の二十三

号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第七号から第九号までを一
号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第六十四条の二」を「第六十四条の二の二」に、

〔第四
第四

十八号の十
十八号の十一〕 を「第四十八号の十」に改め、同号を同条第七号とし、同号の前に次の一
号を加える。

六 条例第六十四条の二に規定する申請書 別記様式第四十八号の八

第二十七条の三第一項第二号及び第二項第二号中「第三十七条の十八」を「第三十七条
の十八第一項及び第三項」に改める。

第二十九条中「若しくは条例第六十四条の二」を「、条例第六十四条の二若しくは条例
第六十四条の二の二」に改め、「別記様式第五十一号の二」の下に「、別記様式第五十一

号の二の二」を加える。

附則第四条第七項中「採草放牧地」の下に「（当該譲渡等が租税特別措置法第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の同法第三十二条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地）」を加え、同条第九項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改める。

附則別記様式第八号中「第70条の4第26項」を「第70条の4第27項」に改める。

「させていただきます。」

別記様式第五号の九裏中

平成 年 月 日

「させていただきます。」

また、継続検査及び構造等変更検査用の納税証明書
は、振替日から2週間以内に郵送させていただきます。

平成 年 月 日

別記様式第五号の九の二付表中「5 納付場所」を記す。

別記様式第二十二号裏(注)1③中

「算します。」

「算します。
なお、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、過剰納金等の金額に当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合を乗じて計算します。」

改める。

別記様式第四十六号の二中

法人税額	①	円
法人税額の特別控除額	②	
みなし配当の25%相当額の控除額	③	
運付法人税額等の控除額	④	
法人税割の課税標準額 (①+②-③-④)		

を

法人税額	①	円
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②	
法人税額の特別控除額	③	
運付法人税額等の控除額	④	
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤	
法人税割の課税標準額 (①+②+③-④+⑤)		

に

改める。

別記様式第四十八号の四裏(注)中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に、「第73条の27の6第2項」を「第73条の27の6第2項、第73条の27の7第2項」に改める。

別記様式第四十八号の五から別記様式第四十八号の八までを次のように改める。

様式第48号の5から様式第48号の7まで 削除

※ 課 税 の 況	賦 課 年 度	納 期 限	納税通知書番号	賦 課 番 号
		・		

平成 年 月 日

広島県 県税事務局長様

申請者

住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称及び代
表者の氏名)

受印

不 動 産 取 得 税 減 額 申 請 書
還 付

次の不動産取得税について地方税法 第73条の27の2第1項 第73条の27の2第3項において準用する第73条の27第1項 の規定による 減額 還付 を申請します。

(イ) 減額(還付)すべき額	円	納税義務者	住 所 (所在地)				
取得した耐震基準不適合既存住宅の課税標準となった価格	円		氏 名 (名 称)				
取得した耐震基準不適合既存住宅が新築された日	平成 年 月 日	取 得 し た 耐 震 基 準 不 適 合 既 存 住 宅					
取得した耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行った日	平成 年 月 日	所 在 地	家屋番号	構 造	床 面 積	取 得 日 年 月 日	備 考
取得した耐震基準不適合既存住宅が耐震基準に適合することの証明を受けた日	平成 年 月 日				平方メートル	・	
取得した耐震基準不適合既存住宅を居住の用に供した日	平成 年 月 日					・	
※ 納 付 済 税 額 又 は 徴 収 猶 予 税 額							
摘 要	年 月 日	決 定 税 額	納 付 税 額	徴 収 猶 予 税 額	(その他参考となるべき事項)		
	・	円	円	円			
	・	円	円	円			
合 計		(ロ) 円	(ハ) 円	(ニ) 円			
差引き納付すべき額 (ロ)-(イ)-(ハ)				円			
差引き還付すべき額 (ハ)-{(ロ)-(イ)}				円			

(注) 1 ※欄は記入しないでください。

2 耐震基準に適合することを証する書類を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十八号の九中「第73条の27の2」を「第73条の27の3」に改める。

別記様式第四十八号の十一中「第73条の27の3」を「第73条の27の4」に改める。

別記様式第四十八号の十二中「第73条の27の4」を「第73条の27の5」に「第73条の27の3」を「第73条の27の4」に改める。

別記様式第四十八号の十五中「第73条の27の5」を「第73条の27の6」に

「農地保有合理化法人等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資した年月日

を「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農産法人に対し現物出資した年月日

地を
業生

に、

「農地保有合理化法人等が当該土地を売り渡し、若しくは交換した者又は現物出資した農業生産法人

を

「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換した者又は現物出資した農業生産法人

に改める。

別記様式第四十八号の十六中「第73条の27の6」を「第73条の27の7」に「第73条の27の3」を「第73条の27の4」に改める。

別記様式第四十八号の十八号(注)2中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

別記様式第四十八号の二十一から別記様式第四十八号の二十三までを次のように改める。

様式第48号の21から様式第48号の22まで 削除

平成 年 月 日 市
受付
町

広島県 県税事務所長様

平成 年 月 日

申告者

住所
(所在地)

氏名
〔名称及び代
表者の氏名〕

印

受
付
印

不動産取得税徴収猶予申告書

次の既存住宅の取得に対する不動産取得税については、地方税法第73条の27の2第1項の規定の適用があるべきものなので、同条第2項の規定により徴収猶予を申告します。

納税義務者	住所 (所在地)					徴収猶予を受けようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	氏名 (名称)					耐震改修工事の完了予定年月日	平成 年 月 日
取得した耐震基準不適合既存住宅							添付書類
所在地	家屋番号	構造	床面積	取 年 月 日	積	備 考	
			平方メートル	・	・		

- (注) 1 この申告書は、別記様式第48号の4による不動産取得申告書とともに、耐震基準不適合既存住宅の所在地の市町長を経由して提出してください。
 2 取得した耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行うことを証する書類を添付してください。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様を第四十八号の二十四中「第73条の27の2」や「第73条の27の3」に於て、
別記様を第四十八号の二十五中「第73条の27の3」や「第73条の27の4」に於て、
別記様を第四十八号の二十六中「第73条の27の4」や「第73条の27の5」に於て、「第
73条の27の3」や「第73条の27の4」に於て、

別記様を第四十八号の二十七中「第73条の27の5」や「第73条の27の6」に於て、

「農地保有合理化法人等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資しようとする年月日」

や

「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資しようとする年月日」

に於て、

「農地保有合理化法人等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資しようとする農業生産法人」

や

「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資しようとする農業生産法人」

に於て、同様に、中「農地保有合

理化法人等」や「農地利用集積円滑化団体等」に於て、

別記様を第四十八号の二十七中「第73条の27の6」や「第73条の27の7」に於て、「第

73条の27の3」や「第73条の27の4」に於て、

別記様を第五十一号の二の次に於て、一線を加える。

様式第 51 号の 2 の 2 (第 29 条関係)

第 平成 年 月 日 号

納税義務者
住所(所在地)

氏名(名 称)

様

広島県 県税事務所長 印

不動産取得税減額通知書

地方税法第73条の27の2第1項の規定により平成 年 月 日付けで申請のあつた不動産取得税の減額については、次のとおり決定しました。

(イ) 減額(還付)すべき額		円		住所 (所在地)					
減額 (還付) すべき 額の 算式	取得した耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額	(ロ) 円		納税義務者	氏 名 (名 称)				
	$(ロ) \times \frac{3}{100}$	円				取得した耐震基準不適合既存住宅			
		所在地	家屋番号	構造	床面積	取得年月日	備考		
					平方メートル	・	・		
※納付済税額又は徴収猶予税額									
摘要	年 月 日	決定税額	納付税額	徴収猶予税額	(その他参考となるべき事項)				
	・	円	円	円					
	・	円	円	円					
合計		(ハ) 円	(ニ) 円	(ホ) 円					
差引き納付すべき額 (ハ)-(イ)-(ニ)				円					
差引き還付すべき額 (ニ)-{(ハ)-(イ)}				円					

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第五十一号の三中「第73条の27の2」を「第73条の27の3」に改める。
別記様式第五十一号の九中「第73条の27の3」を「第73条の27の4」に改める。
別記様式第五十一号の十中「第73条の27の4」を「第73条の27の5」に改める。
別記様式第五十一号の十二中「第73条の27の5」を「第73条の27の6」に

「農地保有合理化法人等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資した年月日」を
「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資した年月日」に改める。

「当該土地を
農業生産法

に改める。

別記様式第五十一号の十三中「第73条の27の6」を「第73条の27の7」に改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(法第七十三条の二十七の四第二項及び法第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、法第七十三条の二十七の五」を「法第七十三条の二十七の四第二項(法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、法第七十三条の二十七の六」に改め、同条第二項中「法第七十三条の二十七の五」を「法第七十三条の二十七の四第二項、法第七十三条の二十七の六」に、「(法第七十三条の二十七の四第二項及び法第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。)、法第七十三条の二十七の五」を「法第七十三条の二十七の四第三項(法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。)、法第七十三条の二十七の六」に改める。

別記様式第四十二号の九中

農地保有合理化法人等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資した年月日

を

農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資した年月日

に改める。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 第一条による改正前の広島県税規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、同条による改正後の広島県税規則による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。